

あおもり^{なりわい}生業づくり復興特区制度

☎️商工課☎️43-9242☎️ shoko@city.hachinohe.aomori.jp ☎️市ホームページ内で「生業づくり」を検索

八戸市内の事業者が各種要件を満たす場合、東日本大震災復興特別区域法に基づく市の指定を受けることにより、税制上の特例措置等を受けることができる制度を運用しています。要件の確認・申請手続の詳細内容は、お気軽にお問い合わせください。

対象要件

対象区域(復興産業集積区域)

八戸水産加工団地、臨海工業地帯、桔梗野工業団地、八戸北インター工業団地、漁港地区、長苗代地区、本八戸周辺地区、白山台地区、南郷地区ほか4地区

対象業種

各種製造業および各種製造業と取引がある関連産業・業種
 ●**対象外の業種**:農林漁業、建設業、小売業、金融業、保険業、不動産業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業など

法人税の特例措置

同一事業年度では併用不可

① 資産取得

機械装置、建物などを取得した場合に、特別償却または税額控除できます。

取得時期	特別償却		選択適用 ↔	税額控除		
	31年3/31 まで	31年4/1～ 33年3/31		取得時期	31年3/31 まで	31年4/1～ 33年3/31
機械装置	50%	34%		機械装置	15%	10%
建物・構築物	25%	17%		建物・構築物	8%	6%

(税額控除は法人税額の20%が限度。20%を超えた金額については、4年間の繰越控除が可能)

② 雇用

雇用者等に支払う給与等支給額の一定率を、指定日以降5年間税額控除できます。

指定日	31年3/31まで	31年4/1～33年3/31	(税額控除は法人税額の20%が限度)
控除率	10%	7%	

③ 新規立地

新設された一定の要件を満たす法人に限り、指定後5年間、課税を繰延べします。

④ 研究開発資産取得

開発研究用資産を取得した場合に、一定率の特別償却および税額控除ができます。

固定資産税の課税免除

上記①③④のいずれかの指定を受けた場合、復興推進計画の認定日(平成24年3月2日)以降、33年3月31日までに新たに取得した資産の固定資産税を、取得から5年間に限り課税免除します。30年度の固定資産税の課税免除を受けるためには、12月28日(木)までに指定を受ける必要がありますので、お早めにご相談ください。

活用事業者紹介

●株式会社 上組^{かみぐみ}(本社:兵庫県神戸市)

3月、豊洲(八戸港ポートアイランド)に定温・燻蒸機能を備えた「八戸定温物流センター」を竣工するとともに、仙台出張所に次ぐ東北地方の主要拠点として八戸出張所(7人体制(うち地元雇用4人))を開設。東北地方の食品貨物の取扱拡大と需要増加が見込まれる米穀を中心に取り扱っています。

長年の経験と実績に基づく管理・技術などのノウハウを活用して地域企業の物流ニーズに応えた効率的かつスピーディーな物流サービスの提供に努めています。あおもり生業づくり特区制度を活用しながら、引き続き雇用の確保および物流サービスの向上に取り組み、地域の復興推進に貢献していきます。

